

社說

說

駐米公使星草氏は今度賜暇を得て歸國する。よし何故に歸國するか病氣の爲めにも非されば又何か報告の爲めにも非ず本國の政況俄然一變して世は民庶の世と爲りしのみならず政黨員の間には通船來外易大臣の専任問題ありて竊に星氏を其候補者に推す者もなきに非ず夫れ是れの爲め歸心矢の如く強ひて賜暇を求めて歸國するなりと云ふ果して然らんには不都合の舉動と云はざるを得ず平生無事の日ならば兎も角も今や米國の方面は頗る多事にして一日も公使の椅子を空うす可き時に非ず米布の合併新に成て日布の關係は一變したり米政府は布陸に於ける日本の既得権を害するふとなる可しと云ひたるよしなればも今後その布陸に對する政策如何に依ては自から出稼人の利害を動かすふとある可きのみならず彼の移民拒絶事件の如きも或は米政府との交渉と爲るふとならん時に米西戰爭の終局と共にフリッピンの處分は漸く喧しき問題と爲らんとするの色あり若しも米艦が永久みれを白領せんとすれば列國の中に異議を唱ふるものある可きは明白にして放棄すれば獨逸の如きは代て其要地に割據するふとならん獨逸なり露島なり此地に割削すれば各國の均勢を破る可きは勿論にして他の諸強國は自から観視するを得ず特に日本の如きは最も密接の關係あるものにして容喙せざらんと欲するも得べからず要するに米國は其占領者として日本は一衣帶水の隣國として共にフリッpin問題の主導者たる可き地位に立つ者なれば互に協議を要するふとる可し此時に當て駐米公使が何の理由もなく只自家一身の都合の爲めに大變なる國事を餘所にして歸國するとは不都合にして外務省が其我儘なる請求を容れたるも亦不思議と云はざる可らず公使歸國の上は或は何か運動を試みるふとならん一部の政黨の員は外務大臣の候補者として推薦するふともある可し真諱勧推薦は人々の勝手なれども當局者にして萬一にも之が爲めに動かさると之もあらんには政府の威信は到底立つ可らず各國に公使を置くは畢竟斯る場合に本國政府の耳目と爲り手足と爲りて活潑に運動せしめるが爲めのみ然るに一身の私事の爲めに國事を顧みず強ひて歸國したる其不擇の裏美として大臣の椅子を與ふるが如きふとあるに於ては政府は恰も一公使の爲めに弄ばるものにして由から内外の輕蔑を見る可らず星氏或は外務大臣として過任な遇遇を然れども此際は却て任用す可うざるのみが其隣國の不可なるを情りて別途へし公使すれば兎も角も然らずんば直に其職を免じて歸るが如きふとあるに於ては星氏を其候補者に推す者もなきに非ず

は不平を抱て遂に政府に訴くの恐もあるらんか
されども二三黨員の不平を犯すも専ら政府の
威信を保つに若かず平民政治の要は黨員の叛
動もすれば不取締に流るしに在り實にす可
き所は大に覽にすると共に嚴にす可きは大に
嚴にして以て輕蔑を防がざる可らず要するに
米國方面の外交は今正に多事なり平生公使を
置くは斯る時にみそ役立たしめんが爲めなれ
ば現任公使にして果して國事に不親切となら
ば已むを得ず處分して速に後任を派遣するみ
そ肝要なれ政府の威信の爲めに我輩の敢て猶
告する所なり

○臺灣總督府法院條例の
改正に就て

もあらんか
事の政府の
は黒鼠の振
り寛にす可
きは大に
要するに
生公使を
爲めなれ
切となら
道するみ
の敢て懶

○臺灣總督府法院條例

憲法防備例改正
ノルマ見玉源太郎

第三條	收ス	地圖	地圖
第四條	增列		
第五條	地方		
第六條	委員ヲ就ク	該	該

二附加シ家税ハ家
三分ノ二ヲ超過ス
又ハ難櫻枕ノ賦課
スペキ費日左ノ如
庄社等役爲費三

太田玉源九郎
四 雜論

居候地に遙する豫よ
定めた納期の代金と

し定いそ 鐵のくし特道しす此合が鮮い日

旅館、日出發、靜默、教授轉

此合會道主事定特之鑄鐵

在に依
方税を
金义は
さん
○井上伯
任熊本縣

の 仕事の特徴は、主に「道筋」を定めることである。

事訴訟 て所属 三浦代 せり

道特種の鐵鎗を定めし。此の鐵鎗は、日本に於ける軍事的發展の歴史を示すものである。

着したの毒なる點を
に達し、
掲ぐ
拜啓陳ばゆ

日本銀行の金利決定は、主に中央銀行の議論によってなされ、その結果として現れるものである。

船の往
電報案
人に対する
ふもの更迭
り一云々と
察有之候ニ
再あり

此合會特道遠途，甚為幸甚。但其所以能成者，則在於此等之士，皆有堅忍不拔之精神，及無私無偏之公心，故能集此大會，以圖此大業也。

100

此の道に沿つて、鐵道の開通は、明治三十九年（一九〇六）に、日本政府の官能の鐵道が開通した。